

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年1月10日（水曜日）

午後 1時31分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 2時30分 散会

## 付託事件

- (1) 平成27年請願第2号, 平成28年請願第5号, 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 請願審査

- ① 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願
- ② 平成28年請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願
- ③ 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ④ 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

### (2) 報告事項

- ① 水戸市子ども・子育て支援事業計画（改訂版）について (子ども課)
- ② 「ゾーン30」について (学校教育課)

### (3) その他

## 2 出席委員（7名）

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	綿 引 健 君
委員	田 中 真 己 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	木 本 信 太 郎 君	委員	田 口 米 蔵 君
委員	袴 塚 孝 雄 君		

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 所 長	大 曾 根 明 子 君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小 山 忠 君

福祉事務所 参事兼 高齢福祉課長	谷 津 好 行 君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君
保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君	生活福祉課長	斉 藤 博 之 君
障害福祉課長	平 澤 健 一 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君
消 防 長	根 本 一 夫 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消防本部参事	鈴 木 豊 君	消防本部参事	小 川 喜 実 君
南消防署長	大 越 唯 行 君	消防総務課長	勝 村 俊 則 君
火災予防課長	大 内 康 弘 君	消防救助課長	箕 輪 重 美 君
救 急 課 長	石 田 宏 一 君		
教 育 長	本 多 清 峰 君	教 育 部 長	七 字 裕 二 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴 木 秀 樹 君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長	五 上 義 隆 君	総合教育研究 所 長	萩 谷 孝 男 君
教育企画課長	三 宅 修 君	学校施設課長	埴 敏 之 君
生涯学習課長	大 澤 秀 樹 君	歴史文化財 課 長	白 石 嘉 亮 君
中央図書館長	松 本 崇 君	総合教育 研究所副所長	小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

書 記	嘉 成 将 大 君	書 記	矢 吹 友 鏡 君
-----	-----------	-----	-----------

午後 1時31分 開議

○高倉委員長 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小泉北消防署長、川俣教育委員会事務局教育部参事が公務出張のため、欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

なお、本日、カメラ撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承ください。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年請願第2号「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願、平成28年請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の提出を求める請願、平成29年請願第1号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願及び平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願につきましては、本日のところは継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

初めに、水戸市子ども・子育て支援事業計画（改訂版）について、執行部から説明を願います。

柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 それでは、水戸市子ども・子育て支援事業計画（改訂版）につきまして、子ども課提出資料により、御説明申し上げます。

このたび、計画の一部を見直しておりますことから、その内容等を御報告申し上げるものでございます。

まず、表紙を返していただきまして、1ページをごらんいただきます。

1の計画の概要につきまして、改めて御説明申し上げます。

水戸市子ども・子育て支援事業計画——みと・すくすくプランにつきましては、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、平成27年3月に策定いたしました。平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間としております。

計画におきましては、表1の教育・保育にございますような保護者の就労等の状況や児童の年齢に応じまして1号から3号の認定区分があり、その認定区分ごとに幼稚園、保育所、認定こども園などの施設等の利用について、ニーズ量であります量の見込みと、その受け皿となります提供体制の確保方策を定めております。

また、表2にございます地域子ども・子育て支援事業の13事業につきましても、事業ごとに量の見込みと確保方策について定めております。

ページを返していただきまして、2ページをごらんいただきます。

2のこのたびの計画の見直しの考え方につきましては、国の基本指針におきまして、教育・保育については1号から3号の認定区分の人数が量の見込みと10%以上の乖離が生じている場合には、中間年の見直しを行うこととされております。本市の実績等の状況を検証いたしましたところ、一部、10%以上の乖離がございましたことから、見直しが必要となったものです。

なお、さきの表2の地域子ども・子育て支援事業につきましては、教育・保育の見直しにあわせ、必要に応じ見直すこととされておりますが、いずれの事業におきましても、提供体制を確保しながら推移しておりますことから、今回見直しは行わず、引き続き、進行管理することといたしました。

次に、3の見直しの方向性につきましては、乖離が生じた要因と見直し手法等を記載してございます。まず、乖離が生じた要因といたしましては、推計児童数が計画策定時と比べて増加していること。また、保育定員増に伴いまして、新たな需要が喚起されたことにより、利用意向率、ニーズ量も増加していること等を挙げております。

なお、見直しに当たりましては、児童の人口推計を見直した上で、改めて平成30年度、平成31年度の数値について改訂を行ったものでございます。

続きまして、3ページ、A3見開きの資料をごらんください。

4の教育・保育の量の見込みと確保方策についてにつきましては、改訂の内容を記載しております。上段の表が当初計画における5カ年の表となっております。表の中ほどの不足分(C)－(D)と書いてございませう行のうち、黒三角表示になっておりますところが幾つかございますが、こちらが定員が不足している箇所でございます。具体的には、例を挙げますと、平成27年度の2号認定の保育という欄をごらんいただきますと、Cの網かけになってございます量の見込み、ニーズ量が2,705人に対しまして、Dの確保方策、利用定員が2,590人ということで、115人分不足しているというような見方となっております。

なお、不足分(C)－(D)が不足を生じない場合は、ゼロ表示として統一した表記をして当初計画に位置づけたところでございます。

次に、下段の表は最初の3カ年が実績と、後ろの2カ年が改訂の表となっております。左側からの平成27年度から平成29年度の3カ年につきましては、それぞれの4月1日現在の実績値をあらわしてございます。上の表と同様に不足分(C)－(D)の欄が黒三角表示となっております箇所が、いずれも3号認定の1・2歳児という欄でございますが、平成27年度は120人、平成28年度は65人、平成29年度は147人とそれぞれ不足が生じているところでございます。

この3カ年の下の備考欄につきましては、その年度中に定員増などを実施いたしました、または実施する内容を具体的に記載してございます。この実施によりまして、次年度の数値に反映するような形をあらわしてございます。

そして、右側の太枠で囲った部分が平成30年度、平成31年度の今回見直しをした部分の数字になってございます。全ての認定区分において不足が生じないよう、民間保育所整備や地域型保育事業の推進、あるいは定員の弾力化等の取り組みによりまして、提供体制を確保することとしてございます。

なお、茨城県におきましては、各市町村の教育・保育の改訂内容を反映させまして、年度内に茨城県子ども・子育て支援事業支援計画として改訂する予定と伺っております。

子ども・子育て支援事業計画の改訂についての説明は以上となっております。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 いわゆるすくすくプランの子ども・子育て支援事業計画の見直しということで、主に保育施設の定数の目標が増加するという事なんだろうと思って聞いたんですが、まず聞きたいのは、いわゆる1号認定という3歳から5歳の主に幼稚園の定数については、当初計画と実績で見ますと、計画よりも実績のほうがずっと多いんですけども、これはどういうわけなのでしょう。

今回、黒四角で囲っている、例えば平成30年度も1号認定の当初計画の計は3,489人ですけども、下段の実績は4,308人というふうになっているんですけど、これはどういうふうにか考えた方がいいのか。これまでの実績よりも減らしている数字が見直し欄にあるんですが、この点を御説明いただけますか。

○高倉委員長 鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1号認定は幼稚園の部分ということで、3歳、4歳、5歳の保育の必要がないということございまして、主に私立幼稚園のほうで定員を減らしているんで、その分が減っているということでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、現在減らしているけれども、市が見ている量の見込みよりは多くなっているということではないということですね。わかりました。

その上で、2号認定の保育、3歳から5歳、それから3号認定の1・2歳児、ここが特に待機児童が多いわけですけども、例えば平成30年度の当初計画の2号の保育の2,749人と3号の1・2歳児の1,666人とゼロ歳児を足して大体5,000人くらいかなというふうに思うんですが、これを五千四、五百人にふやすというふうになっていると思うんですけども、果たして2号認定の数から比べればやはり3号のほうは少ない目標のままでありますけれども、例えば平成30年度の今回の見直しでいいますと、2号の3歳から5歳の保育は2,797人、3号の1・2歳児は2,038人と。大体7掛けぐらいが1・2歳児の分になっていますけれども、それで十分確保できるのでしょうか。

今の実績から見て、果たして十分なのかなという疑問がちょっとあるんですけども、年間大体赤ちゃんが2,400人ぐらい、水戸市では生まれていて、その3歳分ということになれば大体7,200人というふうになります。今回、平成30年度の見直しを足しても3号認定で大体2,600人くらいになると思うんですが、7,200人生まれて7割のお母さんが出産後も働き続けるというような実態がありまして、出産するお母さんの7割が現在も働いていて、出産後もその7割が働き続けると。つまり、生まれた赤ちゃんのお母さんの半分ぐらいは働き続けることになります。大体3,600人ぐらいというふうに数字上は試算されますけれども、この目標で解消にたどり着くのかなという疑問があるんですが、その辺の見通しと実績との関係をお答えいただければと思います。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

教育、保育それぞれの認定区分ごとの量の見込みの算出に当たりましては、平成27年度から平成29年

度までの実績に基づきまして、認定者の割合というのをまず出しまして、その実績値の伸び率から各認定区分ごとに平成30年度、平成31年度の認定者の割合をまず推計いたしまして、推計児童数に乗じて見込みをそれぞれ算出した結果がこの数値となっております。いずれの認定区分におきましても、実績に基づく推計事例、算出した結果ということですので、この見直しの数値でもって充足するというような見込みとしてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、今回見直しの方向性ということの中にありますが、児童数がふえるという、分母がふえるというのはもちろん加味されつつ、今回定員増に伴う新たな需要喚起ということについては、それも反映されているということでもいいということですかね。

それで、あわせて聞きたいのは、保育所の保育士さんが十分確保できないために定員まで受け入れることができないという例もあるというようなことを市長も本会議などで御答弁されていますけど、そのことはこれには、例えば実績の中には受け入れられるものとしてカウントされているんでしょうかね。その辺のことはどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

受け入れ数につきましては、園のほうで保育士がいるという前提でやっておりますんで、保育士が足りないというところはないので、定員90人の保育所がオープンすれば90人の受け入れができるということをやっております。保育士確保につきましては、また別に幼児教育課で別の施策をとっておりますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 大体わかったんですけども、今回の保育所の創設、平成30年度2カ所というのが出ていますが、その先も3号認定、2号認定も平成30年度よりふえるであろうという見通しなわけですが、そうしますと、さらに創設を進めるというお考えということなのか。その備考欄には平成30年度までしか増設計画がないようなんですけども、その辺はどういうふうにお考えなのか。お答えいただければと思います。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成30年度の保育所創設2カ所及び小規模保育事業11カ所につきましては、今年度あるいは来年度の見込みとしての定員増になってございます。この実施をもって翌年度の量の見込み、確保方策に数値を反映しているというような形になってございまして、平成30年度の具体的な増設計画というのは保育所に関しましては見込んでございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、今回この保育所創設2カ所、180人と小規模保育事業11カ所というのが、開園するタイミングがどの時期かちょっとよくわかりませんが、平成30年度、平成31年度の目標、確保方策を充足するものとして捉えているということでもよろしいんでしょうね。実際にこれで解消するのかどうか、現実がどうなのかちょっと見てみないとわからないと思いますし、果たして十分なのかなという疑問を

まだ私としては持っているんですけれども、その辺どうなのかをお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

計画全体を通しましてのお話になりますけれども、それぞれの区分あるいは事業ごとに計画といたしましては、充足するものとしてのプランニングを数値として掲げてございますが、現実的な部分におきましては、保育士の確保やら、あるいは新たな需要がさらに推計よりも起きてというような過不足が生じるおそれもございますが、これにつきましては平成32年度以降、また新たな第2次の計画として策定いたしましたり、あるいは国のいろいろな制度改正の動きに合わせたさらなるニーズの増加も想定されますことから、それらも勘案しながら計画の進行管理をしながら、新たな設定に向けて進行管理していきたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 113人の待機児童が昨年4月1日現在、いらっしゃったということで、市としては今年度内のゼロを掲げたわけですけど、なかなかそれが厳しいという現実であります。来年度4月1日にどれぐらい発生してしまうのかわかりませんが、その状況が例えば同程度で推移するとすると、今掲げている増設目標だけでは私は足りない可能性があるんじゃないかというふうに思うところでありますので、この計画見直し、ふやす方向で見直すのはもちろん賛成なんですけれども、果たしてこれで十分かという点については、4月1日以降の待機児童の発生状況に応じて柔軟にさらに計画を上乗せしていくとかいうような対応も必要んじゃないかなというふうに思いますので、その点は意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 見直しはもちろんよいことだというふうに思っておりますけれども、私も本会議で質問したときに、施設等あるいは体制はかなり整えてあるんですけども、いろんなミスマッチといいますか、入りたいところが集中したりとか、あと、地域性が欠けていたりとかそういう考えというのはこの見直しには何か反映されているところはあるでしょうか。特別なければあれなんですけれども、その辺をやっぱりしないと、ミスマッチという、定員数としては十分に対応できるんですけども、希望する人がそのことを十分に理解できていないことにより、待機児童がまたふえてしまうというようなこともあるかというふうに考えるわけなんですけれども、それらの考えについてはいかがでしょう。

○高倉委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ミスマッチとか地域性による待機児童の増加というのがございますので、今年度、6月補正のときに新たな保育所を整備するに当たりまして、待機児童の多い地区に整備するような形で、地域を限定して整備を進めておりますので、その辺のところはそういったところで待機児童が多いところにつくるということ。

そして、ミスマッチを防ぐために保育コンシェルジュを幼児教育課の窓口におきまして、保護者の方にきめ細やかに対応するということであっせんをしております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

**○袴塚委員** 今、田口委員さんがおっしゃったように、いわゆる地域性とか、それから働く場所等々において、やっぱり預けたくても預けられない方が出てくるというのは当然だというふうに思うんです。この辺については、この計画では平成32年度の見直しということをやっているわけですが、私はそうではなくて、やはり見直しをすれば、ある程度、随時というか、そういった状況が生まれたときに、やっぱり水戸の待機児童が減ることが、茨城県の待機児童が最終的には減るということ。そして、茨城県の魅力度がアップすると、こういうところにもつながっているんだというふうに思うんですよ。

ですから、そういうのはやっぱり考え方の中でかたくなに計画は計画としてこれはこれでいいんですが、しかし、そこのところは柔軟に考えていくと、こういうふうなお考えも持たれたほうがいいのかなということで、意見だけ申し上げます。

**○高倉委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、この件については終わります。

次に、「ゾーン30」について、執行部から説明をお願いします。

鈴木参事兼学校教育課長。

**○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長** それでは、「ゾーン30」につきまして、学校教育課提出資料により御説明させていただきます。

1の「ゾーン30」の概要につきましては、市街地等における生活道路や通学路の安全を確保し、歩行者、自転車の安全な通行を最優先とするため、国と警察庁においてゾーン30対策の整備を進めることとしたもので、本市といたしましては、水戸警察署との連携を密にしながら、通過交通及び速度抑制等が必要な区域に対して、最高速度30キロメートルの区域規制や路側帯の設置、拡幅等の交通安全対策を実施していくものでございます。

2の設定の要件等につきましては、(1)の市街地で、生活道路が集積している区域、(2)の自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全が優先されるべき区域、(3)の抜け道として通行するような通過交通の抑制及び速度抑制が必要と認められる区域の3点でございます。

3の整備状況につきましては、水戸警察署管内においては平成24年度から整備を進めており、今年度以降におきましても引き続き整備をまいります。本市の設定区域につきましては、平成24年度城東地区、平成25年度浜田地区、平成26年度吉沢・吉田地区、平成27年度新荘・常磐地区、昨年度は緑岡地区を設定し、今年度は梅が丘地区を決定することについて、水戸警察署が茨城県公安委員会に上申し、決定を受けたものでございます。平成30年度につきましても、警察と協議を行いながら実施する予定でございます。

4の整備例につきましては、水戸警察署が行う整備といたしまして、区域内の一部の生活道路の時速30キロメートル規制やゾーン30の路面標示、道路管理者である水戸市が行う整備としまして、路側帯や外側線の設置などでございます。

具体的には、裏面に別紙A3判の梅が丘地区ゾーン30整備計画図により御説明いたします。

オレンジ色の線で囲まれたクリーム色の部分、こちらがゾーン30の指定区域で、市が今回整備する箇所であります。警察が今回整備する箇所は、梅が丘小学校から県営桜ヶ丘アパートにかけた区域で、図面の左



側の部分になるものでございます。ピンク色の線は、梅が丘小学校の通学路でございます。緑色の線は、路側帯の設置引き直しのための区画線及び路肩カラーの設置箇所でございます。丸印は、立体減速表示シートの設置箇所、図の右下に参考図がございますように、ドライバーが視覚的に立体に見える路面標示を行うことで、交差点付近での減速を促すものでございます。緑色の四角形は、スクールゾーンの路面標示の設置箇所でございます。茶色の丸は、時速30キロメートル規制区域を示す交通標識と路面標示の設置箇所でございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。なお、この案件につきましては、本日、総務環境委員会、都市建設委員会で同様の説明をしております。

以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

小泉委員。

○小泉委員 ゾーン30に関しましては、御説明のとおり、平成24年度から順次整理を踏んでいるというところで、最初は5カ年だったのが継続になるということで、僕もありがたいといえますか、望むべきことだと思うんですけども、平成30年度についても実施する予定ということだと思いますと、一応今年度と来年度の実施が決まったというような認識でいいんですか。その先の部分というのはまだ未定ということですか。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

小泉委員さんがお話しされたように、当初5年間の計画ということでこの事業が始まりました。ただ、昨年警察庁からこの取り組みについては効果的であるので、継続的な取り組みをするようにという通知が发出されております。ですので、今後もこの事業については継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 確か以前から言われたように、警察の予算取りというのなかなか今、財政が厳しい中でという形があって、水戸市としてはより積極的にやっていきたいという話があったと思うんですけど、僕は先ほど総務環境委員会と都市建設委員会という形で随時これを見ていたんで思うんですけども、今の平成30年度以降も継続して1地区が行われていくという認識でいいんですか。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地区数が1地区かどうかという部分はその状況を踏まえて、決定するのは結果的に1地区という形で進むことはあるかと思えます。1地区限定というのはまず必要に応じたゾーン30の対策について、警察とも協議をしながら、市としても整備に努めていきたいということで考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 予算の兼ね合いがあるんで、1地区なのかそれに見合う部分でというような逆な発想での話になってくるんだと思うんですけども、やれば効果的ということでもありますので、より多くの懸案地域に関しましては整備を進めていただきたいなというところがございます。

先ほども答弁の中にありましたけれども、著しく成果が見られるという部分だと思うんですけども、これまでの過去5年度、導入した成果といいますか、実績も含めて事故件数がどれだけ減ったとかそういったものがもしあれば教えていただきたい。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

整備した効果ということで、警察のほうで通過車両の速度、また、交通事故の発生件数というものを把握して検証しております。これによりますと、既に整備した5地区における整備前後の平均通過速度の比較で見ますと、全体の平均で時速が約8キロメートル低下をしている状況がございます。

さらに、交通事故の発生件数につきましても、整備前後での比較で見ますと、44件が25件へ減少している状況がございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 成果が出ているというのは数字のほうでも上がっているというふうに思うんですけども、大体通過するドライバーのほうにもやはりそのときそのとき、そこを通っているときだけの警察ですとかこういった注意喚起の向上というだけではなくて、やっぱりいろんな方法で周知していく必要があると思うんですね。そういった意味では、いろんな角度からの交通安全対策というのが必要だと思いますし、そうすることによってこのゾーン30も、また、歩行者と自転車の安全が優先されるべき地域とありますけれども、歩行者と自転車、運転者、利用者の教育といいますか、いろんな安全啓蒙というのも必要だと思うんですけども、そういうのもぜひ含めて引き続き取り組んでいていただきたいと思います。

それと、水戸市では、例えばこれまでのこの5地区、そして今度の6地区目、また、来年度実施されるであろう7地区目以外に、7地区目というのは入っていないんであれなんですけれども、どの程度必要箇所、必要地域、地区というのがあるというような形で考えていらっしゃるのでしょうか。というのは、どういった基準から——やっぱり優先順位の高いところから選ばれていくことになると思うんですけども、これまでは例えば、今回、梅が丘地区になりましたけれども、その他の地域というのは数でいうとどの程度このゾーン30を取り入れたら望ましいという部分はあるのか。また、その決め方、この優先順位というのはどういうふうに決めるのかというのを教えてください。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ゾーン30を設定するに当たっては、歩行者等の通行が最優先されて、通過交通が可能な限り抑制されるという部分がございます。これに対しての地域の方々の理解も得られることが必要であるという条件がございます。今まで主に小中学校の通学路などに設定してきたところでございます。

この決定に当たりましては、通過交通の状況、また、生活道路の密集の状況等を見たり、交通事故の発生状況等を踏まえまして、常陸河川国道事務所や水戸警察署、庁内の建設計画課、道路管理課、防災・危機管理課、学校教育課等により協議を行いまして、候補地の設定をし、茨城県公安委員会からの認定決定を受けて整備をしてきているところでございます。

現在、候補予定で検討をしている地域といたしましては、寿地区、石川地区、笠原地区、内原地区、白梅

地区というものが具体的な候補予定の検討地域として挙がっておりますが、ほかの地域につきましても、生活道路の状況、通過交通の状況、生活環境の確保と子どもたちの安全確保に向けて、必要な状況があればそれに応じて新たにまた対象区域としての協議を行ってまいりたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 御説明ありがとうございました。

やはり今、名前挙げた、今後整備予定として必要じゃないかという部分の寿、笠原、その他という部分でありますけれども、やはりその地域に住めば自分の地域もやってほしいなという話が我々議員サイドからいろいろ出てくるんです。例えば、木本委員さんもいらっしゃいます千波地区なんか入っていないですし、私の地元なんか交通量が非常に多中で、また、笠間のほうからの簡単な抜け道になっていたりもありますけれども、そういったことから、エリアの見方もぜひ広げてみていただければというふうに思いますので、また、それらの整備が単年1カ所ではなく、複数箇所整備できるようになっていければ、より即効性も出るのかなというふうに思いますので、それを期待していきたいと思います。

最後にすみません、こちらで整備例という形でありますけれども、別に感想というわけではなくて、全国的にこの程度の整備というのがゾーン30の中での項目としてはある話なんでしょうか。例えば、場所によっては時間帯によって、これは警察との協議になると思うんですけれども、交通規制、通行規制をしたりとか、学区の一番近いところを進入禁止にしたりとか、時間帯だけのことというのは特にゾーン30とセットではないんですかね、項目としては。あとは大体ここにあるようなものという形ですか。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでゾーン30を整備してきた例からいきますと、ただいま御説明しました例に掲げてある対策というものがゾーン30としての対応として行っているものでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 じゃあ、最後にします。

あとは、地域の要望というのもやはりここが実は抜け道になっているんだよとか、通行して散歩コースになっているけれどもここが危なくてという話もやっぱりあると思いますので、ぜひ選定して、地域の声ばかり聞いて前に進まないとか整備が複雑になるということがあっても難しいんですけれども、ぜひきちんとした形で反映していただいて、整備を進めていただければと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 通学路などの安全対策として非常に大事な事業だと思っておりますが、この図面で聞きたいのは、梅が丘小学校は非常に児童数の多いマンモス校でありまして、朝夕の通学時、道路を渡るのもすごい数の子どもが渡っているということも含めると、安全対策は重要だというふうに思いますが、今回のこの図面で見ますと、この茶色い丸の30キロメートル規制の箇所は梅が丘小学校周辺に限られていて、赤塚5号線とかのほうは区画線だけなんではないでしょうか。要するに、今年度はこの区域という意味なのか。これだけで終

わったんでは余り効果がないのかなというふうに思ったので、その点を聞きたいと思います。

それから、スクールゾーン設置についても、この赤いラインが通学路だとすれば、基本的にみんなスクールゾーンというふうに標示されるべきなのかなというふうにも思ったりもしますが、その辺の設置の基準というか、予算の問題なのか、何かもつつけてもいいんじゃないかというふうにも思いますが、その点のお考えもお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの田中委員さんの御質問にお答えいたします。

今回、全体としてのゾーン30で色塗りでお示した区域は、大きい面積となっております。そのうち、梅が丘小学校から常磐線寄りにかけての部分が水戸警察署のほうで標示等の対応をする部分となっております。これは警察のほうでの予算の関係という部分があったと聞いております。平成30年度以降、残りの区域の対応を警察のほうとしては取り組んでいきたいという考えがあるとうかがっております。

あと、スクールゾーンの標示の部分、今回、例でお示したのは1カ所でございますが、梅が丘小学校、この区域全体としては5カ所が既に路面に標示をされております。やはり子どもたちの通行と車両の状況で危険があるところを重点的に整備しているところですが、予算の関係等もございますので、必要性については整備課と十分協議をしていきたいと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ先ほど申し上げたように、子どもへの対応が多い学校でもありますので、PTA等通学路の点検は常時行われていると思いますので、そうした要望がそうした標示に反映されるようにぜひ教育委員会としても取り組んでいただけるよう要望をしたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 いつできるんですか。

○高倉委員長 鈴木参事兼学校教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼学校教育課長 ただいまの木本委員さんの御質問にお答えいたします。

工事の予定ですが、2月初旬から3月末にかけて、市のほうの工事の期間として今、計画されております。警察の所管の工事の期間につきましては、昨年12月27日から3月20日までが工期ということで予定をされております。それで整備を行うということでございます。

○木本委員 わかりました。ありがとうございます。

そしたら、それで基本まず整備をして、引き続き、今日の田中委員の質問じゃないんですけども、必要箇所に応じては協議していくとか設置に向けてやっていくんですね。それは水戸市のほうに言えばよろしいということで、水戸市ができる部分と警察がやるようでありますけれども、基本的にはそういった地域から要望が上がった場合には、水戸市のほうに伝えるということでよろしいですね。わかりました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いします。

小泉委員。

○小泉委員 その他で2つほど、細かくは3つなんでしょうけれども、お伺いさせていただきたいと思うんですけども、この間の委員会で出初め式の件と、あと成人式の件があったと思うんですけども、それがこの間の7日に行われたと思うんですけども、それが実際どうだったのかというか、成果をお伺いしたいので、取り急ぎそれを1つお伺いできれば。

○高倉委員長 勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 出初め式にありましては、従来どおり、千波公園で今回開催をさせていただきまして、放水訓練も含めて、来場者も昨年より多くなったというふうにうちのほうでは認識してございます。

以上でございます。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 成人の日式典につきましては、快晴のもと、水戸芸術館広場におきまして、2,033人の対象者の参加をいただき、無事終了いたしました。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 やはりどうしても耳に届くのは何か問題があったときが多いんですけども、きちんと行われたというのもお伺いしたいなという趣旨から質問させていただきました。引き続き、今年よりもまた来年がいいものになるようにやっていただければというふうに思います。

そして、1つ最後なんですけれども、消防のほうで、消防団の夜警についてなんですけど、年末年始の夜警が昨日まで行われたというところでございます。私も団員として出させていただいたんですけども、前に本会議で取り上げさせていただいたんですけども、20時から24時までという夜警の勤務時間の中で、その後に管内を火災予防という目的で車両を出して、警鐘を鳴らして赤色灯を回して務めるということでございますけれども、今回も説明要項というか冊子の中の一番下に、夜22時以降は原則警鐘を鳴らさず赤色灯のみで回ってくれというような文言があったんですね。

本会議のときには、市長とその後話しましたけれども、そしたら本来の目的とは何なのと、何のために20時から24時まで務めるのという話になると思うんですね。警鐘はやっぱり鳴らさないと、夜間、赤色灯、車両を目撃する人って、特に20時以降、22時以降って少ないと思うんで、また、我々団員も別に自己満足のため車両を出して走り回っているわけじゃないんで、やっぱりそこは一部の懸案として出るのは、音がうるさいとか、あとは聞きなれない子どもたちが怖がるかという話がありますけれども、やはりそこはきちんと消防行政の教育というか、きちんとした説明をしていくというような答弁があつたと思うんですけども、今回なぜそれが引き続き載っていたのか。

また、水戸市の消防行政としては、22時以降は鳴らさないのか、もしくは鳴らすのか、鳴らしてもいいのか。本来の目的は何なのかというのをお伺いしたいと思います。お願いします。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

年末年始特別警戒、昨日まで実施いたしまして大変御協力ありがとうございました。

ただいま御質問ありました、22時以降の警鐘ですね。カンカン、キンキンという鐘の警鐘時間を22時と仕様に載せております。その補足といたしまして、地域によりましては、実情に応じて警鐘の使用も、要はもう分団長の判断ということでお話ししております。ただ、どうしても住宅地でありましたり、そういったところ、住宅密集地でありますと、苦情等が入ることもございまして、資料に記載させていただいております。

年末年始に消防団、消防本部で消防車で巡回するということについては、市民への周知に努めておりますし、御理解をいただくようなPRもしておりますので、今後ともそちらの面で強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その具体的なPR等々というのは、どういった内容をやられているのでしょうか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件ですが、まずは「広報みと」に御案内の記事を載せております。

それとあわせまして、ホームページに実施期間といった警鐘等を鳴らしての特別警戒といった部分を周知するようにしております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 それは今まではなかったものなんですか。今年度からそういったものを載せるようになったのでしょうか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件ですが、その周知の方法というのは例年と同様のものがございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。

そうしますと、やはり例年から比べて、極めてデリケートな部分なんだと思うんですけど、市民からすると音がうるさいとか騒音の問題とか、運動会の花火を上げただけでもクレームが来るという御時世になってきていますので、ただ、それも今回の消防の警鐘の話もそうなんですけど、騒音を目的として鳴らしているものではないわけですよ。なので、一般常識的に住宅街で決まったエリアを30分も1時間もぐるぐる回るといったことはあり得ない話なので、そういった意味では、毅然と取り組む部分、また、行う部分というのはやっていかないと、だったら最初からもうやらなくていいんだって話になっちゃうと思うんですよ。

なので、20時から24時までの夜警の勤務というのは特別警戒というのが決められているのであれば、その中でぜひ行っていただきたいと。22時以降に警鐘を鳴らさないでくれという話ではなくて、例えば早い時間から出動していただいて、より多くの方々へ就寝前の周知に努めるように出動をお願いしますとか、

何か言い方を一つ変える、また、角度を変えるだけでも、22時以降は鳴らさないでください、また、それ以降は各地域ですとか分団長の判断に任せていますといった場合に、消防組織と消防団の組織性格上、消防団長の話で団長が俺らは関係なくてそんなの22時まででお願いしますと言われたら、もうある意味逸脱するような形でやるというのはやっぱり選択肢上取りづらいいんだと思うんですよね。

なので、間違っていることをやっているわけじゃないので、その説明も含めてより周知しながら、消防の枠だけじゃなくて、住協のほうにも話を投げるとか学校教育の中でも取り上げていただくとか、そういうところは全庁的に、消防団の意義もそうですけど、この年末年始の警戒というのも取り上げていただきたいと思いますので、引き続きこれはお願い、意見として言わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、小泉委員は、消防団員として恐らく相当ジレンマがあるかというふうに思うんだよね。この消防の警戒の時間帯を考えるとということも一つの解決方法なんではないかと思うんですよ。要は、午後10時から午後12時までということになると、やっぱり寝入りばなとかそういうこともある。

しかし、一方ではあの鐘を聞くと安心して眠れるよねという市民の声もあることも事実なんで、だからその辺はやっぱり目的がどうなのかという話も今、あったんだけど、やっぱりきちんと防災、減災、そして市民の安心、安全を守る、財産を守る、こういう大きな目的の中で、やっぱり団員の方がボランティアでやっていただいているということをいかに市民に知らせるか、知ってもらうか。ここは単に苦情が来るという部分に耐え切れないということでそういうふうになっちゃっているのか。

しかし、そのときにやっぱりある程度の説明をしながら理解を求めるという方法も一つしていかないと、いつまでたってもイタチごっこでね。昔は拍子木のおじさんが歩いてたわけだから、大きい声を出して、火の用心と言いながら。それが今は分団員が拍子木は持たずに赤色灯と、それから鐘でやっているということなんで、この辺については苦情を受けるほうは大変かもわからないけれども、やっぱりやりがいのある、そういったことを理解してもらおうということと、もう一つは、もう少し早い時間に、分団の許可が出る、許されるのであれば、例えば午後11時ぐらいに終わるとか午後10時ぐらいに終わるとか、そういう時間帯の設定というのもやっぱり考えていくべきだと思うんですよ。第4分団はもっと早いですよ。第4分団は結構早くやって早く終わっていますよ。だから、それは本部のほうでの考え方をやっぱり踏襲して、ある程度の時間帯からある程度の時間、それでその間の2時間はやってくださいよと。分団の判断に任せますよと、こういうふうな考え方も必要なんではないかというふうに思いますんで、その辺についてはもう少し柔軟に考えていただきたい。

あと5分ぐらいしかないんでちょっとお聞きするんですけれども、今、不審火が全国各地で、どうも暮れからお正月の時期って結構多いんですよ。だから、水戸においても、例えば不審火について最近聞かれるんですが、今、この辺の調査というか、水戸の状況をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

昨年の水戸市管内における火災発生件数は92件。そのうち、放火及び放火の疑いによる火災は19件。原因別に見ると、全体の約21%を占めている状況でございます。

放火の状況ですけれども、昨年の10月、双葉台、大塚町地内の空き家で、さらに今年に入っては、松が丘地区の空き家でそれぞれ放火の疑いのある火災が発生しているような状況です。消防本部といたしましても、関係課と連携しながら、空き家の所有者等にセンサー式ライトの設置や、当該空き家への侵入防止のため施錠管理の徹底を図るなど、火災予防上、必要な措置を講ずるよう注意喚起をしております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 地域にとっては一番不審火というのが、何となく生活が安定しない、やっぱり心配の中で生活していると。こういうことになるんで、空き家の数というのは年々ふえる傾向にある。そして、特に住宅地等においては、無関心と空き家という2つの要因があって、非常に火災が起きる可能性があるということもあるんだというふうに思うんですね。この辺については、十分地元の自治会、それから地元の防災組織、こういうようなことと一体化して、やっぱり空き家対策とか、それから火災予防とかということ、先ほどの話にもつながるんだけど、そういうことをきちんとしてもらって、そしてやっていただきたい。その原因がわからないのが、今、放火、不審火になっちゃっているのかどうかというのだけ、いいですか。

○高倉委員長 大内火災予防課長。

○大内火災予防課長 放火、放火の疑いという形で判定しているものについては、原因がはっきりしているものでございます。実際に不明の件数ですけれども、92件のうち10件が不明の件数ということで、不明率は10.9%という状況でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 10件が不明ということになると、やっぱり不明というのは保険とかそういう部分についてはマイナス要因になってしまうんで、できるだけ不明についても最終的にはある程度の原因調査ができるように、きちんと人員確保をしながらやっていただきたいという要望だけにしておきます。

あと、ちょっと聞きたいところもあるんですけど、それは2月にして、これで終わります。

ありがとうございました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市医師会との意見を聞く会の開催についてであります。日程につきましては、さきの委員会におきまして、1月25日木曜日、午後4時から開催するというところで決定したところであります。テーマにつきましては正副委員長で協議を行いまして、水戸市休日夜間緊急診療についてと、水戸市における医師及び看護師等の現状についての2項目とさせていただきますので、委員の皆様には御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。場所は、こちらの委員会室で行います。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。



御苦労さまでした。

午後 2時30分 散会